

取引所外国為替証拠金取引約款・規定集

旧	新 (改訂事項)
<p>第20条 届出事項の変更届出</p>	<p>第20条 届出事項の変更届出</p>
<p>当社に届け出た、氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑または住所もしくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに書面または電磁的方法をもってその旨の届出をすること。</p>	<p>当社に届け出た、名称、印章もしくは署名鑑または住所もしくはその他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに書面または電磁的方法をもってその旨の届出をすること。 なお、居住地国に変更があった場合は、法令の定めるとおり変更日の属する年の12月31日又は変更日から3月を経過する日のいずれか遅い日までに異動届出書により申告すること。</p>
	<p style="text-align: right;">平成28年12月12日改訂</p>

取引所外国為替証拠金取引説明書

旧	新 (改訂事項)
<p>第1章リスクについて</p>	<p>第1章リスクについて</p>
<p>1-1. 店頭外国為替証拠金取引および店頭通貨オプション取引のリスク等重要事項について</p>	<p>1-1. 取引所外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p>
<p>新設</p>	<p>(5) 当社は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第10条の5第7項第1号に規定する報告金融機関等にあたります。当社と取引を行うお客様は、同条第1項前段の規定により、「特定取引を行う者の届出書」を届け出ていただく必要があります。また、当社では、同項後段の規定により届け出ていただいた内容の確認を行うほか、居住地国が一定の国のお客様については、同法第10条の6第1項の規定により口座残高等の情報を所轄税務署長に報告することが義務付けられております。</p>
	<p style="text-align: right;">平成28年12月12日改訂</p>